

「一括請求Assist[®]」ソフトウェア使用約款

第1条(使用許諾)

株式会社西日本シティ銀行(以下、「当行」といいます。)が提供するNCBでんさいサービス(以下、「でんさいサービス」といいます。)の利用契約者(以下、「お客さま」といいます。)は、でんさいサービスの一括記録請求データ作成用ソフトウェア「一括請求Assist」(以下、「本ソフトウェア」といいます。)を、本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用するものとします。

第2条(利用する目的の範囲)

当行はお客さまが当行の提供するでんさいサービスを利用する目的の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

第3条(使用の制限)

1. お客さまは、本ソフトウェア及び付属するドキュメントについて、第三者への移転、譲渡、再使用許諾等を行ってはならないものとします。
2. お客さまは、本ソフトウェアに関連する全てのプログラム等について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
3. お客さまは、本ソフトウェアに関連する全てのプログラム等について、変更または修正を行ってはならないものとします。
4. お客さまは、本ソフトウェアに関連する全てのプログラム等に表示された著作権表示を削除してはならないものとします。
5. お客さまは、本使用約款に定める場合を除き、本ソフトウェアに関連する全てのプログラム等の複製、公衆送信、翻案等を行ってはならないものとします。
6. お客さまは、本ソフトウェアに関連する全てのプログラム等を日本国外に持ち出し、または日本国外で使用してはならないものとします。

第4条(ソフトウェアの権利関係)

1. お客さまは、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェアに関連する全てのプログラムおよび情報等に関するいかなる権利も有しません。
2. 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアに関連する全てのプログラムおよび情報等に関する一切の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティアに帰属します。

第5条(機密保持)

お客さまは、本使用約款に基づく本ソフトウェアの使用継続中または、使用終了後にかかわらず、本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関連する全てプログラムおよび情報、ID、パスワードその他の関連する情報等について、第三者に開示してはならないものとします。但し、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- (1) 当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報
- (2) 本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- (3) 当該情報を取得した時点で既にお客さまが保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず合法的に入手した情報
- (5) 当行から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得したもの

第6条(従業員等に対する措置)

1. お客さまは、お客さまの従業員、派遣社員、嘱託社員等お客さまの指揮・命令を受けて、お客さまの業務に従事する者(以下、総称して「お客さまの従業員等」といいます)に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客さまは、お客さまの従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたって、本使用約款においてお客さまが負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。
2. お客さまは、本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客さまの従業員等へ開示することができます。但し、この場合、お客さまは、お客さまの従業員等が、知り得た前条所定の情報を第三者に開示若しくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置をとるものとします。

第7条(使用許諾終了時の義務)

お客さまは、本使用約款による本ソフトウェアの使用が終了した場合、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラムおよび情報等を、お客さまの責任と負担において破棄するものとします。

第8条(損害賠償等)

1. 当行は、お客さまに対し、本ソフトウェアが正常に作動したり、本ソフトウェアの使用による特定の結果等につき、何ら保証するものではなく、本ソフトウェアの使用によりお客さまが期待する結果が得られない場合も、何ら賠償の責を負うものではありません。
2. 本ソフトウェアを使用した結果、お客さまに損害が生じたとしても、当行の故意又は重過失による場合を除き、当行は賠償の責を負いません。

第9条(使用許諾の終了)

当行は、以下の各号に規定する場合はお客さまの事前の承諾を得ることなく、当行の判断のみで本ソフトウェアの使用許諾を直ちに終了できるものとします。

- (1) お客さまが本使用約款の全部又は一部に違反した場合
- (2) 当行が本ソフトウェアの使用許諾権を失った場合
- (3) 当行が本ソフトウェアの無償提供を中止することを決定した場合
- (4) 本ソフトウェアが第三者の著作権、特許権等を侵害する恐れがある場合
- (5) お客さまによる当行のでんさいサービスの利用がなくなった場合
- (6) その他当行が合理的な理由があると判断した場合

第 10 条(免責)

天災・火災・騒乱等当行の責に帰することができない事由等やむを得ない事由により本ソフトウェアに関するサービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません

第11条(規定の変更)

当行は本使用約款を変更する際は、当行ホームページ等、当行の定める方法によりお客さまに告知します。お客さまが変更日以降に本ソフトを使用する場合は、変更した使用約款を承諾したものととして取扱いします。なお、当行任意の変更によって損害が生じたとしても当行は責任を負いません。

第12条(準拠法・管轄)

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当行本店所在地の管轄裁判所とします。

以上
(2024 年 4 月 1 日現在)